

ま業を活用して 事業を活用して まずたまない。

~新たな商品・サービスの事業化をきめ細かくトータルサポート~



地 資源活用

新連携



経済産業省 北海道経済産業局



中小企業基盤整備機構 北海道本部

3つの事業をハンズオン支援

①農商工等連携事業

中小企業者と農林漁業者の連携で経営の向上・改善を図ろう!



連携する事業者がそれぞれ経営資源を出し合い、工夫を凝らすこと、互いの経営が向上・改善することがポイントです。地域の基幹産業の活性化が期待されます。

以下の項目・要件に適合する、中小企業者と農林漁業者との連携を支援します。

連携性



- ●中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用すること
- ・中小企業者は、当該事業において農林水産物の生産活動以外の事業(加工・販売等)を行うものに限定
- ・有機的連携を担保するため、規約や契約書等において、目標、費用負担、遵守義務等を 明確化すること

新規性



- ●事業により、新商品若しくは新サービスの開発・需要開拓が実現すること
- ・「新商品若しくは新サービス」は、事業者がこれまでに開発、生産したことがないものであり、市場で成り立つ見込みがあること

経営の向上・改善



- ●中小企業者の経営の向上かつ農林漁業者の経営の改善が実現すること
- ・各々の事業者(または従業員1人当たり)の付加価値額が5年で5%(計画期間が4年の場合は4%、3年の場合は3%)以上向上すること【付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費】
- ・事業計画における商品等の売上高が、各々の事業者の総売上高にとって相当程度大きい ものであること(原則5%以上)
- ・中小企業者は、新商品・新サービスの売上げによって、総売上高が5年で5%(計画期間が4年の場合は4%、3年の場合は3%)以上増加すること 農林漁業者は、当該事業に係る農産品等の売上高が5年で5%(計画期間が4年の場合は4%、3年の場合は3%)以上増加すること

計画期間



●原則5年以内

農商工等連携のイメージ





(中小企業者)



高付加価値化 など

で強力サポート!

②新連携事業

異業種連携・産学官連携で 新事業にチャレンジ!



異分野の中小企業が2社以上含まれて主導的な立場で事業を実施するならば、大企業が加わっても構いません。それぞれの強みを生かして、新たな事業分野の開拓を目指しましょう!

以下の項目・要件に適合する異分野中小企業間の連携を支援しています。

連携性



- ●異分野の2社以上の中小企業が連携している事業計画であること
- ・コア企業(計画の申請者)及び事業の主体が中小企業であること
- ・各事業者が有する「強み(経営資源)」を活用して、新事業分野の開拓が行われること
- ・「対外的な責任体制」や「役割分担」等を明確化した連携者間の規約等を整備すること

新規性



- ●新事業活動を行う計画であること
- ・「新商品・新サービスの開発または生産・提供」等で、北海道地域における該当業種の 実情を勘案した新しいものであること

事業性



- ●新事業分野開拓の事業として継続的に実施し得る計画であること
- ・新事業の展開によって、市場において成立すること
- ・需要が相当程度開拓される具体的な販売計画が策定されること
- ・10年以内に借入金返済、投資回収が可能な、持続的なキャッシュフローが確保されること

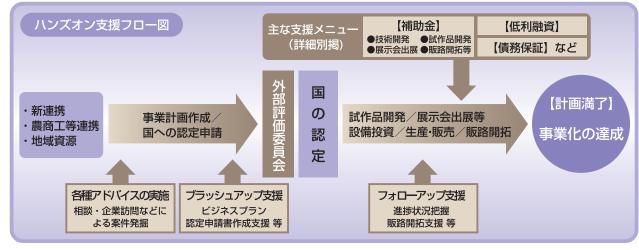
計画期間



●3~5年

ハンズオン支援とは?

ご紹介した3つの支援事業を活用して新事業に取り組む中小企業の皆様を支援するため、中小企業基盤整備機構 北海道支部内にマーケティング等に精通した中小企業診断士等の専門家が常駐しています。制度活用に係る可能性 を確認したうえで、「認定申請書作成のポイント」、「ビジネスプラン」、「販売戦略と具体的な実行プラン」、「資 金計画」などの各種課題について、皆様の進捗状況も念頭に置きつつ、きめ細かにアドバイスしていきます。 さらに、法認定された事業計画については、認定後も事業計画期間が満了するまでアドバイス、コンサルティング を継続(フォローアップ)していきます。





事業内容によって、どの支援事業も活用可能な場合があります。 お気軽にご相談下さい。

③地域資源活用事業

地域資源を利用して、 地域の活力を取り戻そう!





地域の中小企業による、地域の強みとなり得る産地の技術、農林水産物または鉱工業品、 観光資源等の地域資源を活用した新商品・新サービスの開発、域外市場への販売促進 の事業を支援します。

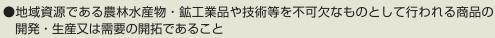
以下の項目・要件に適合する地域資源活用事業を支援しています。

地域の一体性



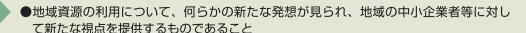
●地域資源を地域内で加工・生産されるものであること

素材としての 重要性



※観光資源の場合は、その特徴を利用したものであること

新規性・波及性



事業性



●当該事業における商品等の域外に対する販売が増加し、それが当該中小企業者の総売 上高にとって相当程度大きいものとなること(原則5%以上)

計画期間



●3~5年

地域資源とは?

地域の中小企業者が共通して活用することができ(当該地域資源を活用する可能性がある中小企業者がおおむね10程度以上存在すること)、他地域の同種の地域資源と比べて顕著な特徴を有しており、消費者に相当程度認識されている以下の3類型に属するもの。

- 地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物または鉱工業品
- 2 上記に掲げる鉱工業品の生産に係る技術
- 3 地域の観光資源として相当程度認識されているもの

【3類型のイメージ】





野菜、果物、魚、木材 等

産地の技術



鋳物、繊維、漆器、陶磁器等

観光資源



文化財、自然景観、温泉 等

新連携・農商工等連携・地域資源活用事業の主な支援メニュー

支援メニュー	内	容	新連携	農商工等連携	地域資源
補助金①	 新事業活動・農商工連携等促進支援補助金(経法の認定を受けた事業に対し、以下の経費の一【補助対象経費】 ・事業費(謝金、旅費、借損料、連携構築費(地域資源活用事業を除く)、産業財産権等取得費、雑役務費、委託費) ・販路開拓費(展示会等出展費、マーケティング調査費、広報費、委託費) ・試作・開発費(原材料費、機械装置等費、試作・実験費、委託費) 		0	0	0
補助金②	●6次産業化整備支援事業(農林水産省) 【支援内容】	'			
	①農林漁業者団体が行う6次産業化の取組等のために必要な農林水産物等の加工・販売用施設やこれらと併せて行う農業用機械等の整備。 ②中小企業者と農林漁業者団体等が連携して行う新商品の生産に取り組むために必要な			0	
	機械・施設の整備。	【補助率】1/2以内(上限の設定無し)			
融	●政府系金融機関による低利融資 認定を受けた事業計画に基づき、事業を行うた 運転資金を政府系金融機関が優遇金利で融資し		0	0	0
	●小規模企業者等設備導入資金助成法の特例小規模企業者等の設備資金について、無利子貸付の限度額を6,000万円に、また、同貸付割合を2/3以内に優遇します。			0	
	 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例・対象者(農業者、林業者、木材産業事業者、沿岸漁業者、これらの組織する団体)に中小企業者(農業者等が実施する農業改良措置等を支援する取組)を追加・償還期間/据置期間の延長(10→12年以内/3→5年以内)・無利子 			0	
信用保証	 ●中小企業信用保険法の特例① 中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度で、中小企業者は次の措置を受けることができます。 ・普通保証等の別枠設定 普通保証2億円、無担保保証8,000万円、特別小口保証1,250万円、流動資産担保融資保証2億円に加えて、それぞれ別枠で同額の保証を受けることがきます。 ・新事業開拓保証の限度枠拡大新事業開拓保証の限度額が2億円から4億円(組合4億円から6億円)に拡大されます。 			0	0
	●中小企業信用保険法の特例②中小企業が金融機関から海外直接投資事業(海外現地法人への出資、貸付等)に要する借入を行う際、信用保証協会が債務保証する制度について、保証限度額が拡大されます。 (通常)1企業:2億円、1組合:4億円 (特例)1企業:4億円、1組合:6億円			0	0
	●食品流通構造改善促進法の特例 食品の製造等の事業を行う中小企業者が金融機関から融資を受ける際、食品流通構造 改善促進機構が債務保証等をする制度で、食品の製造等の事業を行う中小企業者は、 当該認定事業に必要な資金の借り入れに係る債務の保証等を受けることができます。			0	0
	■国内中小企業者の海外現地法人が、認定を受け 機関から借入を行う際、日本政策金融公庫が信		0	0	0
貿易保険	■国内中小企業者の海外現地法人が、認定を受け機関から借入を行う際、国内金融機関の保証に業資金貸付保険を付保することで、当該事業者	0	0	0	
その他	認定を受けた事業計画に基づき事業を行う中小 資本金3億円を超える株式会社であっても投資		0		0
	■認定を受けた事業計画に基づく特許申請を行う 特許料(第1年~第3年)を半額に減額します。		0		

注):補助金については、各制度の認定を受けた後に各制度毎の補助金公募期間中に申請し、交付決定を受けてから使用可能となります。また、補助金額については、制度毎の予算額に応じて決められるものであり、希望する金額がそのまま交付決定されるとは限りませんのでご注意ください。融資、債務保証等については、それぞれの機関による審査を経て、支援を受けられることとなっており、計画の認定が即支援開始ということではありませんので、ご注意願います。

4 農商工等連携支援事業

一般社団法人、一般財団法人、NPO法人の支援機関が 農商工連携に関する指導・助言や、事業者間の 有機的連携の支援を行う事業 フォーラム、セミナー

交流会、ビジネスマッチング

「経営・技術指導、研修

商談会、販路開拓支援

[支援メニュー]

①補助金

セミナー・交流会・研修の開催、専門家派遣、市場調査等の経費に対して補助金を交付。 補助率:2/3以内 最高:2,000万円

②信用保険法の特例

事業計画の認定を受けた一般社団・財団法人又はNPO法人は、中小企業信用保険法の対象。 金融機関から融資を受ける際、信用保証協会から債務保証を受けることが可能となる。

[活用のメリット]

認定を受けたことによる、情報発信力や信用度のアップ等、円滑な事業実施などが可能となる。

主な要件

[実施主体] 一般社団法人、一般財団法人、NPO法人

- ・一般社団法人:議決権の1/2以上を中小企業者が有しているもの
- ・一般財団法人:設立時に拠出された財産価額の1/2以上が中小企業者により拠出されているもの
- ·NPO法人:表決権の1/2以上を中小企業者が有しているもの
- ・中小企業者、農林漁業者をはじめ、商工会議所、商工会、全国中小企業団体中央会、JA、JA全国中央会、 公設試、大学、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等の関係機関とのネットワークを有していること。

[事業の内容]

- ・中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、中小企業者又は農林漁業者に対する農商工等連携事業 に関する指導又は助言その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する。
- ・計画期間内に5件以上の農商工等連携事業の形成を実現させること、又は5件以上の農商工等連携事業に対する指導・助言を行うことにより、中小企業者及び農林漁業者が掲げた目標以上の成果を実現させる。

[計画期間]

原則5年以内とする。

■連絡先

相談,内容		,		所 在 地	電話番号		
①農商工等連携	②新連携	③地域資源活用	④農商工等連携支援	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		-SHH7	
0	0	0	0	経済産業省 北海道経済産業局 新事業促進室	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階	011-756-6718	
0	0	0	_	(独)中小企業基盤整備機構 北海道本部	札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル 6階	011-210-7472	
0	0	0	0	農林水産省 北海道農政事務所 経営·事業支援課	札幌市中央区北4条西17丁目19-6	011-642-5485	
_	_	0	_	北海道経済部 産業振興局 産業振興課	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁	011-204-5323	
0	_	_	_	〈認定農商工等連携支援機関〉 (一社) 北海道中小企業家同友会とかち支部	帯広市東2条南4丁目3	0155-22-3611	
0	_	_	_	〈認定農商工等連携支援機関〉 (一社) オホーツク・テロワール	紋別市幸町4丁目2番6号	0158-23-3119	
0	_	_	_	〈認定農商工等連携支援機関〉 (一社)北海道中小企業家同友会函館支部	函館市乃木町8-15	0138-51-8800	



経済産業省

北海道経済産業局

http://www.hkd.meti.go.jp/information/chusho/sokushin.htm



中小企業基盤整備機構 北海道本部

http://www.smrj.go.jp/hokkaido/ http://j-net21.smrj.go.jp/

